

2019年9月20日

各 位

山形市旅籠町三丁目2番3号
株式会社 きらやか銀行**SBI マネープラザとの共同店舗の運営開始について**
～県内金融機関では初めての取組み～

株式会社きらやか銀行（本店 山形市 頭取 栗野 学、以下「当行」）は、株式会社SBI証券（本社 東京都港区、代表取締役社長 高村 正人、以下「SBI証券」）の子会社であるSBI マネープラザ株式会社（本社 東京都港区、代表取締役執行役員社長 太田 智彦、以下「SBI マネープラザ」）と、共同店舗の運営を開始することとなりました。なお、山形県内におけるSBI マネープラザとの共同店舗設立は初、東北地区ではじもと HD 傘下の仙台銀行に次いで2店舗目となります。

当行とSBI証券は2018年4月より、金融商品仲介業サービスでの提携を開始しており、お客さまは当行ホームページを通じてSBI証券の証券総合口座を開設し、さまざまな金融商品・サービスをご利用いただけるようになりました。

このたび運営を開始するSBI マネープラザとの共同店舗においては、SBI証券の豊富なラインナップを対面でお客さまへご提案することで、資産運用のコンサルティング、アドバイスとともに多様な金融商品、サービスをご利用いただくことが可能となります。当行では、顧客本位のより良い業務運営を実現するため、更なる商品・サービスの向上に取り組んでまいります。

【共同店舗詳細】

名 称	きらやか銀行 SBI マネープラザ
営業開始日	2019年10月16日（水）
住 所	山形市本町二丁目4番9号（旧 本町支店）
電 話 番 号	023-626-7038
営 業 時 間	平日9:00～17:00（窓口）（休業日 土・日・祝日および12/31～1/3）
取 扱 業 務	金融商品仲介業務



株式会社 きらやか銀行

■登録金融機関 東北財務局長（登金）第 15 号

■加入協会 日本証券業協会

SBI マネープラザ 株式会社

■第二種金融商品取引業者（関東財務局長（金商）第 2893 号）

■金融商品仲介業者（関東財務局長（金仲）第 385 号）

■所属金融商品取引業者 株式会社 SBI 証券（関東財務局長（金商）第 44 号）

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

ウェルスナビ株式会社（関東財務局長（金商）第 2884 号）

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

<金融商品仲介業務に関するご確認事項>

- ・当行は、金融商品仲介を行う登録金融機関として、株式会社 SBI 証券を委託金融商品取引業者として金融商品仲介を行っています。
- ・金融商品仲介における金融商品等は、預金ではなく預金保険制度の対象ではありません。また、当行が元本を保証する商品ではありません。
- ・ご購入いただいた金融商品等は委託金融商品取引業者に開設された口座でお預かりのうえ、委託金融商品取引業者の資産とは分別して保管されますので、委託金融商品取引業者が破たんした際にも委託金融商品取引業者の整理・処分等に流用されることはなく、原則として全額保全されます。万一、委託金融商品取引業者が破たんした際に、分別管理に不備がありお客さまの資産を返還できなくなった場合「投資者保護基金」によりお客さま 1 名あたり 1,000 万円まで補償されます。
- ・当行は委託金融商品取引業者とは別法人であり、金融商品仲介のご利用にあたっては、委託金融商品取引業者の証券口座の開設が必要です。（金融商品仲介の口座開設をお申し込みいただくと、お取引口座は委託金融商品取引業者に開設されます。）
- ・当行には委託金融商品取引業者のお客さまとの契約締結に関する代理権はありません。従って、委託金融商品取引業者とお客さまとの間の契約の締結権はありません。
- ・当行において金融商品仲介取引をされるか否かが、お客さまと当行の預金・融資等他のお取引に影響を与えることはありません。また、当行での預金・融資等のお取引内容が金融商品仲介に影響を与えることはありません。
- ・当行が登録金融機関としてご案内する金融商品仲介における金融商品等やサービスは、委託金融商品取引業者によるものであり、当行が提供するものではありません。
- ・金融商品仲介における金融商品等は、金利・為替・株式相場の変動や、有価証券の発行者の業務または財産の状況の変化等により価格が変動し、損失を生じるおそれがあります。
- ・お取引に際しては、手数料等がかかる場合があります。手数料等は商品・銘柄・取引金額・取引方法等により異なり多岐にわたるため、具体的な金額または計算方法を記載することができません。
- ・同じ投資信託でも当行での店頭での取り扱いと、委託金融商品取引業者による取り扱いとは手数料が異なる場合があります。
- ・各金融商品等のリスク及び手数料等の情報の詳細および最良執行方針については、委託金融商品取引業者ホームページ等にてご確認ください。
- ・各金融商品等のお取引に際しては、委託金融商品取引業者より交付される契約締結前交付書面、目論見書または約款等の内容を必ずご確認のうえ、投資判断はご自身でされるようお願い申し上げます。

以上

お問い合わせ

きらやか銀行 経営企画部 担当：万年

023-631-0001

